

都道府県知事・政令市市長 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月環境省告示第33号）の告示を受け、微小粒子状物質の全国的な監視測定体制の整備を図るため、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づき平成13年5月21日に通知し、平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）（以下「処理基準」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

各都道府県及び政令市におかれては、改正後の処理基準に基づき、大気汚染の常時監視の実施に万全を期されたい。

記

目次のⅡ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視中「7. 保守管理」を「7. 精度管理及び保守管理」に改め、目次のⅢ 有害大気汚染物質に係る常時監視中「7. 精度管理」を「7. 精度管理及び保守管理」に改め、目次中「Ⅲ 有害大気汚染物質に係る常時監視」を「Ⅳ 有害大気汚染物質に係る常時監視」に改め、Ⅱ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視の次に次のように加える。

Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視

1. 測定対象
 2. 測定局の数及び配置
 - (1) 測定局数
 - (2) 測定局の配置
 - (3) 段階的整備
 3. 測定頻度
 4. 試料採取口の高さ
 5. 試料採取口の設置条件
 6. 測定方法
 7. 測定値の取扱い及び評価
 - (1) 評価の対象としない測定値等
 - (2) 常時監視結果の評価
 8. 成分分析
 - (1) 目的
 - (2) 実施体制
 9. 精度管理及び保守管理
 10. 結果の報告
- 目次に次のように加える。

附則

I（大気汚染状況の常時監視の目的）中「もって」の次に「国民の健康の保護及び生活環境の保全のための」を加える。

II（窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視）2.（測定局の数及び配置）（1）（測定局数）中「・バックグラウンド（非汚染地域）における汚染物質の濃度の把握

・健康影響、生態系への影響等の研究を主たる目的とした汚染物質の濃度の把握」を削る。

II 2.（1）ア（全国的視点から必要な測定局数の策定）①（人口及び可住地面積による算定）中「及び生活環境の保全」を削り、II 2.（1）ア①に次のように加える。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。

II 2.（1）ア②（環境濃度レベルに対応した測定局数の調整）中「3年間程度」を「3年程度」に改め、II 2.（1）ア②に次のように加える。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定局数の調整を行うこともできることとする。

注）調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。

II 2.（1）イ（地域的視点から必要な測定局数の算定）②（社会的状況の勘案）（a）（大気汚染発生減への対応）中「風向により」を「風向が」に、「沿道状況等により」を「沿道状況等が」に改め、II 2.（1）イ②中「(e) 各種調査研究への活用」を「(f) 各種調査研究への活用」に、「(d) 今後の開発の予定」を「(e) 今後の開発の予定」に、「(c) 規制や計画の履行状況の確認」を「(d) 規制や計画の履行状況の確認」に、「(b) 住民のニーズへの対応」を「(c) 住民のニーズへの対応」に改め、（a）大気汚染発生源への対応の次に次のように加える。

（b）当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応

当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。

II 5.（測定方法）中「「環境大気常時監視マニュアル」（平成 19 年 3 月 29 日環水大大発第 070329001 号、環水大自発第 070329001 号）」を「「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）」に改める。

II 6.（測定値の取扱い及び評価）（2）（常時監視結果の評価）中「評価すること」を「短期的評価・長期的評価を行うこと」に改める。

II 7.（保守管理）中「7. 保守管理」を「7. 精度管理及び保守管理」に、「「環境大気常時監視マニュアル」（平成 19 年 3 月 29 日環水大大発第 070329001 号、環水大自発第 070329001 号）」を「「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）」に改める。

III（有害大気汚染物質に係る常時監視）5.（測定方法）中「「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 1 2 日環大規第 2 7 号、平成 9 年 8 月 2 3 日環大規第 2 1 1 号、平成 1 0 年 3 月 3 0 日環大規制第 6 5 号、平成 1 1 年 3 月 3 1 日環大規第 8 8 号及び平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日環管大発第 0 3 1 2 2 6 0 0 1 号）」を「「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 1 2 日環大規第 2 7 号、平成 2 1 年 8 月 1 0 日最終改正）」に改め、III 7.（精度管理）中「7. 精度管理」を「7. 精度管理及び保守管理」に改め、「III 有害大気汚染物質に係る常時監視」を

「Ⅳ 有害大気汚染物質に係る常時監視」に改め、Ⅱ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視の次に次のように加える。

Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視

1. 測定対象

平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質、いわゆる PM_{2.5} について測定を実施する。

2. 測定局の数及び配置

(1) 測定局数

Ⅱの 2. (1) の例による。

(2) 測定局の配置

Ⅱの 2. (2) の例による。また、測定機の設置場所については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の他の項目との比較が必要になることから、原則として、既存の測定局に設置することとするが、5. の試料採取口の設置条件を勘案し、設置場所を検討するものとする。

(3) 段階的整備

(1) の規定により算定された測定局については、平成 22 年度から 3 年を目途に整備を図るものとする。

3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

4. 試料採取口の高さ

(1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

(2) 基本的考え方を踏まえ、微小粒子状物質におけるその具体的な高さは、Ⅱの 4. (2) ~ (4) の浮遊粒子状物質の例による。

5. 試料採取口の設置条件

吸着等による微小粒子状物質の損失を防ぐため、試料大気導入口と粒子捕集部は鉛直管で連結させ、試料大気導入口から粒子捕集部までの長さは 5 m 以下、分粒装置出口から粒子捕集部までの長さは 1.5 m 以下とする。測定局舎屋内にサンブラを設置する場合には、試料導入管は局舎の天井を貫通させて取り付けることとする。

また、試料採取口の周囲は十分に開けている必要があり、周辺に他の試料採取口や採取装置その他設置物等がある場合は、それらの影響を避けるために、それら設置物等より 1 m 以上離すことが望ましい。

6. 測定方法

標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成 22 年 3 月 31 日環水大発第 100331002 号、環水大自発第 100331003 号）によることとする。

7. 測定値の取扱い及び評価

(1) 評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法の規定による工業専用地域（旧都市計画法による工業専用地域を含む。）、港湾法の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常

住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大气汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ 1日平均値に係る欠測が1日（24時間）のうち4時間を超える場合における当該1日平均値。また、1年平均値の計算においては、有効測定日が250日に満たないもの

（2）常時監視結果の評価

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

8. 成分分析

（1）目的

微小粒子状物質の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

（2）実施体制

成分分析については、全国で体系的に進める必要があることから、別途定める国と都道府県等との役割分担、分析地点（数）の選定方法、調査時期及び調査方法を明確化するためのガイドラインに基づき、順次、実施していくものとする。

9. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」（平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号）に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

10. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

附則（平成22年3月31日）

1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号）」は、本通知により改める。

2. Ⅲの2.（1）の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直しを行うこととする。